

肥料価格高騰対策のご案内！ 高騰する肥料代に対し助成します



肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、農業者の皆様が購入（注文）した**肥料代の一部**を助成します。

助成の対象は？

令和4年6月から**令和5年1月末**までに購入（注文）した肥料代（本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料）が対象です。

助成の内容は？

前年度から増加した肥料代について、**20%を助成**します。（国は70%を助成する予定です）

$$\left[\frac{\text{助成金}}{\text{当年の肥料代}} = \frac{\text{当年の肥料代} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率}}{\left[\begin{array}{c} \text{統計データ} \\ \text{を基に決定} \end{array} \right] \left[0.9 \right]} \right] \times 0.2$$

※国の事業が化学肥料の10%低減を条件としているためです！

申請に必要なものは？

次の2つがあれば申請できます。

①事業申請書及び口座振替指定書

②**本年秋肥**（令和4年6月～10月に注文）、**来年春肥**（令和4年11月～令和5年1月末までに注文）の購入価格がわかるもの、**（注文票など）**

本年秋肥と来年春肥は、別々に申請してください。

※申請期間は来年1月末までです！

申請書類は、役場産業課へ提出願います。（JA組合員はJAへ）

申請書類は仁木町のホームページからも入手可能です



